

『論理国語』実践 ルーブリック評価例

実践 ① 多様な文章に触れよう——法令文・新聞記事

1. 学習指導の目標

<p>思考力・判断力・表現力等</p>	<p>B読むこと</p>	<p>ア 文章の種類を踏まえて、内容や構成、論理の展開などを的確に捉え、論点を明確にしなが ら要旨を把握すること。 イ 文章の種類を踏まえて、資料との関係を把握し、内容や構成を的確に捉えること。 ウ 主張を支える根拠や結論を導く論拠を批判的に検討し、文章や資料の妥当性や信頼性を 吟味して内容を解釈すること。 エ 文章の構成や論理の展開、表現の仕方について、書き手の意図との関係において多面 的・多角的な視点から評価すること。 オ 関連する文章や資料を基に、書き手の立場や目的を考えながら、内容の解釈を深めるこ と。 カ 人間、社会、自然などについて、文章の内容や解釈を多様な論点や異なる価値観と結び 付けて、新たな観点から自分の考えを深めること。キ 設定した題材に関連する複数の文章 や資料を基に、必要な情報を関係付けて自分の考えを広げたり深めたりすること。</p>
---------------------	--------------	--

パフォーマンス課題

<p>①「民法七五〇条」「憲法一三条」(九五ページ)および次の「憲法一四一条一項」を④で、法令文の特徴を挙げ、憲法と民法の違いについて考えてみよう。</p> <p>②筆者はこの文章が掲載された書籍の中の別の箇所で、夫婦別姓問題について「仮に、婚姻後の氏の選択が夫側と妻側で五〇%ずつぐらいに分かれていたとしたら、夫婦別姓を認める必要がないのか、という問いを考えると、男女差別で攻めることが、法律論としてちょっと的を射ていないというのが、分かるのではないかと思います。」と述べている。夫婦別姓の権利を主張する立場として、原告の「第二の主張」(九八・上1)に欠けていた観点は何か、考えてみよう。</p> <p>③ 夫婦別姓の正当性が認められるには不足していたと筆者が考える論点を本文から抜き出そう。</p> <p>④「家族法は、『現に存在するカップルや……』と思います。」(一〇〇・下5～同・下10)とあるが、別姓を望みながらも別姓での婚姻が認められないカップルが被る不利益とはどのようなものか、考えてみよう。</p>
---

2. ルーブリック表

評価の観点	
評価のレベル	
A 十分満足できる	別姓を望みながらも別姓での婚姻が認められないカップルが被る不利益について、同姓となることを許容して婚姻が認められたカップルが現に受けている法的保護と比較した上で、カップルの関係の安定的な維持という点に関わる法的場面の事例を具体的に述べている。
B 満足できる	別姓を望みながらも別姓での婚姻が認められないカップルが被る不利益について、カップルの関係の安定的な維持が危ぶまれるような具体的な法的場面の事例を述べている。同姓となることを許容したカップルが現に受けている法的保護と比較したときに両方のカップルの間に平等性が担保されていない点に言及されていない。
C 努力を要する	別姓を望みながらも別姓での婚姻が認められないカップルが被る不利益について一定の事例を述べられている。ただ、その事例がカップルの関係の安定的な維持に資する法的保護に関するものではなく、もっぱら価値観や感情に関わるものととどまっている。

【評価基準の考え方】

\* 九四ページ「レッスン④」に焦点を当てた評価基準である。(その際、九五ページ「参考 憲法の力を生かすには」(木村草太)を補助線にできているかどうかを見るものとする。)

別姓を望みながらも別姓での婚姻が認められないカップルが被る不利益について、価値観や感情の観点から述べるのではなく、法的な場面における不利益に着目できているかどうかをB/Cの基準とした。また、「同姓となることを許容したカップル」が受ける法的保護との比較において平等性が担保されていない不利益という論点を踏まえたかどうかをA/Bの基準とした。具体的な事例については、本指導書五ページ(「想定される活動例④」)を参照されたい。